

令和5年度

第4回御船町議会定例会(7月会議)

議 案

令和5年7月13日(木)

令和5年度第4回御船町議会定例会（7月会議）議事日程

令和5年7月13日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸報告
 - 1 諸般の報告
 - 2 行政報告
- 第 3 報告第6号 専決処分の報告について
- 第 4 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第13号 令和5年度御船町一般会計補正予算（第4号）について
【別冊】
- 第 6 発議第1号 御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年7月13日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第5号 令和5年度御船町一般会計補正予算（第3号）について

議案第12号

工事請負契約の締結について

御船川右岸（北木倉地区）汚水枝線 30, 31, 32, 35, 36, 37, 38, 41, 42, 43, 44 路線管渠築造工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和5年7月13日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工事名

御船川右岸（北木倉地区）汚水枝線 30, 31, 32, 35, 36, 37, 38, 41, 42, 43, 44 路線管渠築造工事

2 工事理由

下水道未普及地域解消のため、社会資本整備総合交付金事業により、北木倉地区の下水道管新設工事を実施する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 木倉 地内

4 契約金額 54,505,000円

5 契約の相手方

住所： 熊本県上益城郡御船町大字高木 4848 番地 1

商号： 株式会社 やすらぎ住建

代表者： 代表取締役 井戸 勝明

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

発議第 1 号

御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
御船町議会委員会条例（昭和32年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年7月13日提出

提出者	御船町議会議員	宮川 一幸
賛成者	御船町議会議員	井藤はづき
賛成者	御船町議会議員	田上 忍
賛成者	御船町議会議員	藤川 博和
賛成者	御船町議会議員	成瀬 育枝

（提案理由）

御船町課設置条例（昭和52年条例第12号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町議会委員会条例の一部を改正する条例

御船町議会委員会条例（令和3年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画財政課」を「秘書政策室、危機管理防災課、まちづくり課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。